

令和5年度下期ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定にかかる 申請企業等の募集

ひょうご仕事と生活センターでは、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、仕事と家庭生活の両立の促進、多様な働き方の導入や多様な人材の活用等について一定の成果を上げている企業・団体の認定を行っています。

については、以下により、認定申請企業等を募集します。

1 申請対象企業等

「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」に登録されている県内企業等で、ひょうご仕事と生活センターがホームページ上で提供している「ワーク・ライフ・バランス WEB 自己診断システム」などにより、一定水準以上の取り組みを行っていると思われる企業等

2 認定によるメリット

- (1) 兵庫県及びひょうご仕事と生活センターのホームページや情報誌等で企業名とその取り組みが広く周知されます。
- (2) ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定ロゴマークを使用することができます。
- (3) ハローワーク求人票や求人広告等に「ひょうご仕事と生活の調和推進認定企業」であることを記載でき、人材確保に効果があると考えられます。
- (4) 提携する金融機関等（※1）において、優遇金利での融資、損害保険料の割引などの支援を受けることができます。
（※1 みなと銀行、但馬銀行、兵庫県信用保証協会、損害保険ジャパン(株)）
- (5) 提携する宿泊施設（※2）において「ワーケーション」宿泊特別割引プランを利用することができます。（※2 ひょうご憩の宿、グランドニッコー淡路）

3 審査方法

応募時に提出していただく自己診断結果や事前調査（ヒアリング調査を実施）をもとに審査委員会で選考を行い、認定企業等を決定します。

4 申込方法

申請書に必要書類を添えて、郵送又は持参により申し込んでください。

<募集期間> 令和5年11月13日（月）～令和6年1月19日（金）

申請書等は、ひょうご仕事と生活センターのホームページ(<https://www.hyogo-wlb.jp>)からダウンロードできます。

5 問い合わせ先

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会 ひょうご仕事と生活センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-3-28 兵庫県中央労働センター 1 F

TEL078-381-5277 FAX078-381-5288